

■通学距離及び通学時間の基準

通学距離：概ね4km以内 通学時間：概ね1時間以内
 ※通学距離が基準を超える場合には、スクールバスや公共交通機関を活用するなど、通学時間が基準の範囲内となるように、様々な手立てを講じる。

【松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針20ページ】

■これまでの意見交換での意見・回答

【スクールバスの導入】

- ・歩道や通学路灯の整備が困難な箇所もあり「通学距離」よりも「通学の安全確保」の観点を優先して検討すべきである。
- ・先行自治体でドアツードアによる「児童の肥満・体力不足」も指摘されていることを聞き、ある程度は歩かせる必要もあると思った。
- ・乗車時間があまり長くないように配慮してほしい。
- ・今以上に朝早くならないように配慮してほしい。
- ・運賃の利用者負担はあるのか？ ⇒ ありません。

【停留所】

- ・停留所を多くすると最初に乗車した児童の時間的負担が大きくなる。
- ・児童がある程度歩けるような停留所の設定を検討してほしい。
- ・旧学校（現在校）を主たる停留所にすればよい。

【その他】

- ・低学年と高学年で下校時刻が異なるので対応してほしい。
- ・地域としては停留所までの見守り支援という形で協力することも可能である。
- ・スクールバスが走ることによる徒歩通学者の安全確保
- ・バス待機場の確保が必要ではないか？（朝見、掃水） ⇒ 確保に向け動いています。
- ・櫛田橋を徒歩で渡らせることが心配である。（漕代）

■協議検討が必要な事項

◆スクールバスの対象となる区域

- ・学校までの直線距離（2～4km） 資料2-1、2-2のとおり
- ・学校別最長距離通学者の状況（R2市教委調べ）

学校名	距離	町名	学校名	距離	町名
東黒部	1.3km	土古路町	掃水	2.4km	山添町
西黒部	3.0km	松名瀬町	漕代	2.5km	高木町
機殿	2.4km	東久保町			
朝見	2.0km	新屋敷町			

※対象者数に応じて運行車両数を決定する。

◆運行ルート・時刻

- ・現在校単位でまとまって乗車していくのか（居住地によっては他校に近い児童も）
- ・発着時刻と便数
 登校時：各ルート1便 到着時刻8:05～8:10から逆算して出発時刻を設定
 下校時：各ルート2便 低学年15:00、高学年15:50（今後の時間割による）

◆停留所候補地の選定

◆通学路の見直し

- ・スクールバスの詳細決定後に検討開始（ルート選定、危険個所の確認）
- ・朝見、掃水についても必要に応じて見直す

■今後の協議検討スケジュール（見込み）

R6年8月～	スクールバスの対象、ルート、停留所候補地等の検討 バス会社との事前調整 *事務局で行います
～R7年3月	スクールバスの対象、ルート、停留所候補地等の決定
R7年4月～	バス会社 入札・事業者契約 *事務局で行います スクールバス利用手引の作成 *事務局で行います 通学路の見直し、危険個所の確認
R7年中	通学路交通安全プログラムによる確認
その後	保護者・地域への説明会
R8年3月	児童を乗せての試走
R8年4月	運用開始